

監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 サンスイ
主たる営業所の所在地	兵庫県南あわじ市
許可番号	兵庫県知事許可(般 28)第801773号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気通信工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成30年5月31日
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第1項第11号該当)
処分の内容	建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく建設業許可の取消し
処分の原因となった事実	<p>株式会社サンスイの元役員は、刑法第204条(傷害)の罪を犯し、平成28年9月26日に罰金10万円の刑に処せられたことは、建設業法第8条第1項第11号に該当する。</p> <p>このことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号に該当する。</p>